# （期間募集）海老名市パートタイム会計年度任用職員勤務条件書　募集番号（相－２）

| | |
|---|---|
| 所属 | 市民協働部　市民相談課　連絡先：　046　－　235　－　4567　担当者名：　江﨑・濱家 |
| （勤務場所） | ☑海老名市役所　□えびなこどもセンター　□その他（　　） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 職種 | 事務専門員(五)　消費生活相談員 | 募集人数 | 1　名 |
| （免許・資格要件等） | 令和8年4月1日時点で18歳以上の方。PCを使った事務作業ができる方。<br>次のいずれかの資格を有する方。<br>①消費生活専門相談員（国民生活センター）<br>②消費生活アドバイザー（（財）日本産業協会） | 報酬 | 時間額　1,950　円 |
| | | （締切日及び支払日） | 月末日締め、翌月20日払い |
| （業務内容） | 消費生活に関する市民からの相談対応や解決に向けてのあっ旋・調整等 | 期末・勤勉手当 | 支給要件あり<br>（任期の定めが6か月以上及び週15.5時間以上） |
| 任用期間 | 令和9年1月1日から令和9年3月31日まで | （期末・勤勉手当支給率） | 年4.65月（在職期間に応じて支給率の減あり） |
| 勤務時間 | 午前9時30分から午後4時30分までの間の6時間 | （期末・勤勉手当支払月） | 6月及び12月 |
| 勤務日（勤務形態） | 月曜日から金曜日までのうち、週2日程度（研修等により変更あり）） | 通勤に係る費用弁償 | 支給要件あり（上限55,000円） |
| （休憩時間） | 正午　から　午後1時　まで | 昇給・昇格・退職手当 | なし |
| （1日の勤務時間） | 6　時間　（週　時間勤務） | 健康（厚生年金）保険<br>雇用保険 | 加入可能（加入要件あり） |
| （時間外勤務の有無） | 有（○）　・　無 | 災害補償 | 公務災害及び通勤災害による負傷等は、補償の対象に該当 |
| 休日 | 週休日及び条例で定める休日（勤務形態により変更される場合があります。） | 休暇・休業 | 取得要件あり<br>（年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）等） |

| | |
|---|---|
| その他特記事項 | 1　条件付採用期間は、1か月となります。ただし、実際に勤務した日数が15日に満たない場合や勤務評定によっては、延長される場合があります。 |
| | 2　地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分及び分限処分の対象となります。 |
| | 3　任用予定期間満了後、勤務成績が一定以上の場合は、再度の任用がされることもあります。ただし、事業の廃止や予算の状況によっては、勤務成績によらず、再度の任用ができないこともあります。 |
| | 4　勤務条件書に明示した部分も含め、関係する法律、条例、規則等が改正された場合は、勤務条件等が変更される場合があります。特に、職種ごとに定められた号給から算出される報酬の時間額が、地域別最低賃金の額（神奈川県）を下回る場合に、当該地域別最低賃金の額を満たす時間額であって、当該地域別最低賃金の額との差額が最も小さい時間額となる号給から時間額を算出しますが、常勤職員の給料表に改訂があった場合は、時間額に増減が発生する可能性があります。 |
| | |